



2019年10月20日

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
110番実行委員会委員長 樋口容子

この話、信用しているの？

「もうけ話、怪しい勧誘・広告 なんでも110番」

～マルチ商法、情報商材、副業紹介などなど～

結果報告（速報版）

10月19日、20日の2日間、東京・大阪で実施しました「もうけ話、怪しい勧誘・広告 なんでも110番」の結果を取り急ぎ集計し、速報として報告させていただきます。

寄せられた相談内容については今後、トラブルの内容等を精査し、問題点の抽出、分析を行い、関係機関や諸規制への提言、消費者への啓発を行うべく、報告書にまとめていく予定です。

本件に関するお問い合わせは、下記にお願いいたします。

NACS110番実行委員会担当：永沢・樋口・中野子・仲澤

電話：03-6434-1125（代）

E-mail：nacs-wet@nacs.or.jp

速報

この話、信用していいの？ 「もうけ話、怪しい勧誘・広告 なんでも110番」 ～マルチ商法、情報商材、副業紹介などなど～

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
(通称NACS)

実施状況

日時：2019年10月19日（土）、20日（日）午前10時～午後4時

電話番号：東京 03-3400-1103

大阪 06-4790-8110

相談方法：電話及びFAX（東京のみ03-6434-1161）

相談対応者：（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会会員

アドバイザー弁護士：瀬戸 和宏氏

主催：（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）

相談概要

今回の「この話、信用していいの？ もうけ話、怪しい勧誘・広告なんでも110番～マルチ商法、情報商材、副業紹介などなど～」には、全国から多くの相談が寄せられました。10月19日（土）、20日（日）2日間の相談受付件数は、東京・大阪合計で59件に上りました。

「『撮った写真を買取る。1日1万円以上儲かる』というサイト広告を見て、入会金1万円を払ったが、1枚も買い取ってもらえない」という20代女性の相談、「身の上話を聞くだけで儲かると言われ、登録料17万円を払ったが儲からない」という相談、「誰でも簡単に儲けられるというFX取引の自動売買ソフトを30万円で購入したが、全く儲からない」という20代男性からの相談など、消費者が怪しい勧誘や広告により契約し、全く儲からないで困惑しているという相談が多数寄せられました。

また、「お試し無料の健康食品を頼んだだけなのに、すぐに数カ月分の商品が送られ、数万円の請求書が同封されていた」という相談も、多数寄せられました。いずれも、スマホなどで画面の見にくい広告・表示を誤解し、申し込んだものがほとんどでした。また、水道の漏水修理など緊急を要する契約で、インターネットの表示では分からない高額請求をされ、困惑したという相談も寄せられました。

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷一丁目17番14号 全国婦人会館2F

電話 03-6434-1125 FAX 03-6434-1161 <http://nacs.or.jp>

情報通信技術の目まぐるしい発展、世界でも例を見ない超高齢社会の現状、社会経済状況の目まぐるしい変遷により、消費者被害も多様化深刻化しています。こうした社会情勢を背景に、新手の手法により消費者がインターネットを中心とした、怪しい広告や表示により、不当で高額な請求を受けている状況は後を絶ちません。

こうした現状を受け、景品表示法、消費者契約法、特定商取引法、金融商品取引法等の改正が行われていますが、被害の救済には十分とは言えません。今回の110番の相談内容を精査分析する中で、改正法での課題も見えてくると思われまふ。当協会では関係各機関への提言、消費者への啓発活動、健全な事業活動への要請等を真摯に行っていく所存です。併せて110番の報告書は2020年1月に公表の予定です。

「110番」実施内容の詳細のお問合せ、取材等には、随時対応させていただきます。なお、集計値は速報のため、あくまでも目安とさせていただきます。

以上

アドバイザー 瀬戸 和宏弁護士のコメント

今年の「なんでも110番」は、日本チームがベスト8に進出したラグビーワールドカップが日本で開催されており、かつ台風19号の来襲から1週間後で、その爪痕が次々と明らかになってきている中、行われた。

金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査（二人以上世帯調査）平成30年調査結果」によれば、老後の生活について『心配である』（「非常に心配である」と「多少心配である」の合計）と回答した世帯は、79.2%、『心配である』としている理由について「年金や保険が十分ではないから」が72.6%、また、「十分な金融資産がないから」は69.0%となったと報告されている。

このような中で、副業サイトに登録したところ、相続財産を受け取って欲しいという「サクラサイト」に誘導された被害、写真の買い取りビジネスその他の「情報商材」の被害が多数寄せられている。副業サイトからサクラサイトに誘導される手口や情報商材被害については、私たち消費者被害に取り組む者たちの間では「周知」であるし、消費者庁や国民生活センターでも注意喚起を繰り返しているところであるが、いまなお、社会の隅々にまで周知されていないことを物語っている。

破綻したジャパンライフや15ヶ月間もの業務停止処分を受けたWILLなどと同様の、いわゆるオーナー商法の相談もあった。この種の被害では、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（預託法）による規制の実効性に疑問が呈されているところであり、早期に、実効性のある規制立法が望まれる。

儲け話が怪しいのでは？という相談も複数あった。たとえば、世間で、ポイント還元が話題になっているなか、「クレジットカードを持っていればできるアルバイト。アンケートに答えてポイントを集める。仕事を辞めてポイント集めに専念したい」という家族を心配する相談や、代理店にならないかと誘われている相談である。疑問を抱き、相談を寄せてくれることは、被害を予防することになり、望ましい。このような相談が増えるよう、消費者教育を充実させたい。なお、これらの相談については、相談担当者が適切なアドバイスをしているので、後は、アドバイスを聞き入れてくれることを祈るばかりである。

また、昨年度と同様のネットでの架空請求の相談も複数件寄せられており、相談件数の裏に、どれだけ多くの被害が発生しているのかを考えると、何とかしなければと思う。

広告の問題として、以前から指摘されている「定期購入」の相談も複数あった。特にインターネットの端末がスマートフォンである場合、ディスプレイ（画面）が小さいため、購入者が特約に気付かない、より正直な感想を述べれば、購入者に特約に気付かせないようにしているのではないかとさえ思える。「注意して見れば分かる」というのではなく、「一般の消費者が普通に見れば当然に気がつく」程度の表示が求められ、そのような表示がなされていない場合には、定期購入としては契約が成立しない、とするなどの措置が必要のように思われる。

例えば水漏れやトイレの詰まりなどが発生し、今、直ぐに何とかして欲しいという消費者の窮状につけ込んだと思われる修理等代金の高額請求の相談も複数あった。消費者としては、修理等に関する知識もなく、業者の言いなりになるしかない状況で、見積もり金額が、広告チラシで書かれている金額や見積もり金額と違う高額な金額を請求され、やむなく支払ってしまう場合である。このような消費者の窮状に乗じて、不当な利益を得る契約は、取消し得るものとするとも考えられる。

災害情報を隅々まで行き届かせることと同様に、さまざまな悪質商法の存在やその対処法についても、実効性のある周知の方法を検討し、速やかに実施することが必要である。消費者庁によれば、推計される消費者被害・トラブルの被害額が5兆円を超えるとされており、相当額の費用をかけるだけの価値は十分にある。

以上